

第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則 【5】

第1章 総則

1-1 適用

1-1-1 小型漁船又は小型漁船に係る物件(以下「物件」という。)の検査を行う場合の検査の方法は、この細則によること。ただし、この細則は、標準的なものを定めたものであり、当該船舶の保守・整備状況及び使用状況等を勘案し、適当、かつ、合理的と認められる場合には、本細則と異なる確認方法によることができる。なお、小型漁船の構造等を考慮して理事長が特に指示した場合は、この細則に代る他の方法によることができる。 【4】

また、本細則中、「第1種小型漁船」、「第2種小型漁船」とあるのは、それぞれ漁船特殊規則(昭和9年逓信省農林省)第6条及び第7条に規定する「小型第1種漁船」及び「小型第2種漁船」をいう。

1-1-2 新しい材料を使用した船体、ボイラ等材料、構造が特殊なものの検査の方法は、資料に意見を添えて本部に伺い出ること。

1-1-3 1-1-2の場合を除き、この細則に定める検査の方法により難しい場合は、資料に意見を添えて本部に伺い出ること。

第2章 船舶検査の実施方法

【6】

2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。)

2-1-1 通則

- (1) 第1回定期検査の方法は本節によること。
- (2) 第1回定期検査を行うに当たっては、必要に応じ検査の準備、検査の時期等について船舶所有者等関係者と打合せを行うこと。
- (3) 漁船登録票により総トン数を確認すること。

2-1-2 設計の検査

- (1) 設計の検査は、細則第3編32.1(b)に掲げる書類につき、
材料、構造、寸法、配置等が小漁則に適合していることを確認すること。

【6】

なお、量産艇に関する提出書類の種類については細則第2編附属書[1]「設計検査のための提出書類(例)」の例によること。

また、提出書類は設計検査終了後、同編附属書[2]「設計検査時における書類の返却方法等の取扱い」により申請者に返却すること。

この場合、次に掲げる小型漁船又は物件以外のものにあつては、提出書類の返却を省略して差し支えない。

また、返却した書類と同様の書類を支部に保管しておくこと。

- (i) 量産型の小型漁船又は物件(最初に検査を受ける場合及び変更が生じた場合に限る。)
 - (ii) その他支部長が返却する必要があると認めた小型漁船又は物件
- (2) 以前に設計検査に合格した小型漁船又は物件と同一の図面により製造されることが確認できるものであって、適用される基準に変更のないものの設計検査は、以前の設計検査時の指示を確認するととどめて差し支えない。
 - (3) 材料、構造、寸法、配置等が小漁則に適合していることを現物で確認できると認められる場合には、関係書類の一部の提

出を免除してよい。

なお、提出を免除する書類の種類については、当該小型漁船の従業制限に応じ、次例に示す書類以外の書類とする。

- (i) 第2種小型漁船にあつては、次に掲げる書類
 - (イ) 製造仕様書
 - (ロ) 一般配置図
 - (ハ) 船体中央断面図
 - (ニ) 構造強度計算書又は細則第1編5.0(b)(3)(i)、【1】
(ii)の船体強度試験法案書【10】
 - (ホ) 積層要領図(FRP船に限る。) 【1】
 - (ヘ) 小型船舶用救命いかだ積付け要領図
- (ii) 第1種小型漁船にあつては、次に掲げる書類【6】
 - (イ) 一般配置図
 - (ロ) 構造強度計算書又は船体強度試験方案書(船体強度試験を要する船舶に限る。)

(参考) 一般配置図に記載する事項

- (1) 主機、バッテリー、燃料タンク、居室、ブリッジ等の位置関係
- (2) 船の長さ、幅、深さ、乾げん、居室の寸法
- (3) 隔壁の位置
- (4) 開口の大きさ及びその閉鎖装置
- (5) コーミングハイトの寸法
- (6) 換気口の大きさ
- (7) 定員を、どこで何人としているかについて記載されていること。

- (4) 次に掲げる小型漁船又は物件の設計の検査にあつては資料(仕様書、図面、成績書等のほか(iii)にあつては耐久試験の成績書)に意見を添えて本部に伺い出ること。

- (i) 小漁則第3条(細則第1編3.0(a)に該当する場合を除く。)に該当する事項
- (ii) 細則第1編25.0(a)(1)表25.0<2>【細則第4編19.0(e)に 【5】

より引用】の区分E1及びE3の基準に該当しない場合の当該物件

(iii) 細則第1編25.0(a)(1)表25.0<2>【細則第4編19.0(e)に
より引用】の区分E2の基準により耐久試験を行った場合の
当該物件

(iv) 排気タービン過給機

2-1-3 検査の準備、実施

検査を実施する事項につき、検査申請者にこの節に規定する準備を行うよう求めること。

(1) 船体

細則第2編(以下「一般船の検査の方法」という。)(2-1-4(1))のとおりとする。ただし、圧力試験又は水密試験の圧力は表2-2のとおりとする。

表2-2

項 目	水圧試験又は水密試験の圧力	備考
燃料タンク(船体付き)	最高層の開口端までの張水	(注1)
バラストタンク	〃	(注1)
貨物油タンク(船体付き)	〃	(注1)
外板(上甲板下)	約0.2MPa(2kgf/cm ²)以上の射水	
窓(〃)	〃	
水密閉鎖装置	〃	
水密暴露甲板	〃	
舵	1.5D又は2dのうちいずれか小さい値の水高圧力に相当する圧力	Dは船の深さ、dは満載時の喫水
ディーゼルタンク、二重底	空気管の上端までの張水	
活魚倉	頂板までの水張りによる圧力	
風雨密	水密暴露甲板上に設けるハッチ、出入口等	散水ノズル(注2)により射水高(注3)1.5m、射水距離1.0mで射水
		図2-1参照

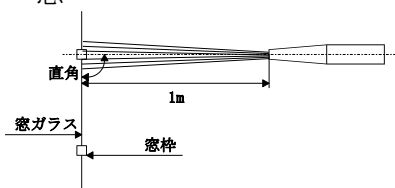
に 閉 鎖 す る	水密暴露甲板上の構造物 前壁(他の構造物により保 護されず、直接波浪を受 けるもの)に設ける出入 口、ハッチ等	〃	〃
こ と が	水密暴露甲板上の構造物 の側面及び上面に設ける 出入口、ハッチ等	散水ノズル(注2)により射水高 (注3)1.0m、射水距離1.0mで 射水	〃
で き る 適 当	水密暴露甲板上の構造物 の前壁(他の構造物の陰に なり直接には波浪を受け ないもの)に設ける出入 口、窓等	〃	〃
な 閉 鎖 装 置	暴露甲板上の構造物の後 面に設ける出入口、窓等	散水ノズル(注2)により射水高 (注3)0.5m、射水距離0.7mで 射水	〃

(注1) 船体の強度が十分であり、かつ、工作が良好であると認めた場合は、水密試験に代えて0.025MPa(0.25kgf/cm²)の気密試験を行い石けん水等により、漏えいのないことを確認してもよい。

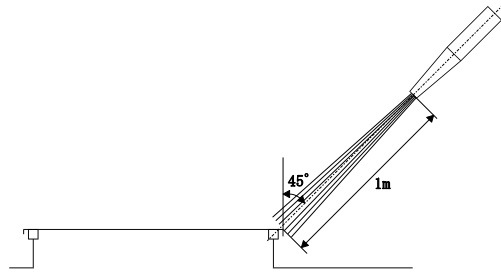
(注2) 散水ノズルは、シャワーに使用されるものでよい。

(注3) 散水ノズルを真上に向けて噴射し、水道の蛇口を操作して水圧を調整することにより、射水高をそれぞれ1.5メートル、1.0メートル、0.5メートルに保持すること。

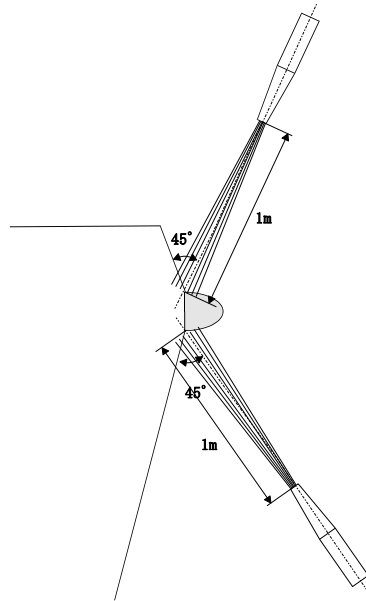
(1) 窓



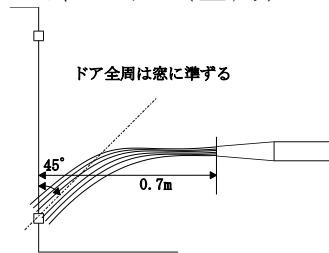
(2) ハッチ



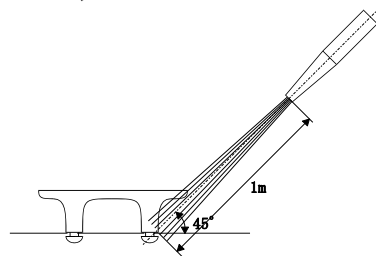
(3) ガンネル



(4) キャビントア(全周)

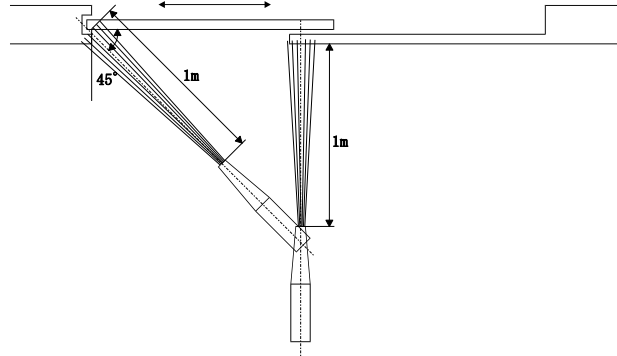


(5) ぎ装品



(6) 引き戸

(i) 側面にある場合



(ii) 後面にあるもの

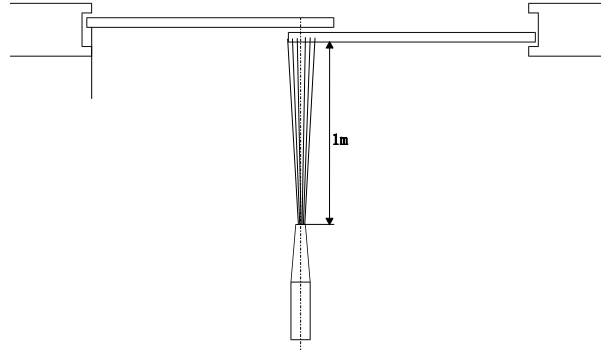


図2-1 検査個所と射水角度

(2) 機関の検査

一般船の検査の方法(2-1-4(2))のとおりとする。

(3) 設備の検査

一般船の検査の方法(2-1-4(3))のとおりとする。

(4) 海上試運転

一般船の検査の方法(細則第2編2-1-4(5))のとおりとする。

【8】

(5) 復原性

復原性の確認については、横揺れ試験を実施し、計測で得た自由横揺れ周期により判定を行うこと。

【8】

(i) 横揺れ試験

(イ) 船舶はなるべく次の状態で試験を行うこと。

- 1) 実際の操業状態に近い状態
- 2) 船底と海底との間隔は過度に小でないこと。

(ロ) 試験にあたっては次の事項に注意すること。

- 1) 風、波、潮流等による影響ができる限り少ない

場所を選定し、かつ、船舶が横揺れ試験の実施中に予想される外力による影響をできる限り避けることができるようにけい留その他の措置をすること。

- 2) 試験にあたっては、船舶の横揺れ角をなるべく大きくすることができる人員又は適当な用具を用いる方法で横揺れさせること。

2-2 定期的検査

2-2-1 通則

- (1) 第2回以降の定期検査及び第1種中間検査(以下「定期的検査」という。)の方法は本節による。 【6】
- (2) 検査の結果、必要と認める場合は、更に詳細な検査を行うこと。
- (3) 第1種中間検査(以下本編において「中間検査」という。)において、構造及び設備の状況に応じ特に必要と認める場合は、特定事項について、本節に定める定期検査の方法により検査を行うこと。 【4】
- (4) 定期的検査を行うにあたっては、検査着手前に船舶所有者等関係者から機関の運転履歴、使用状態を聴取し、運転整備の記録を確認の上、解放整備の実施方法、その際の注意点、記録簿作成の方法、検査の準備、臨検箇所、臨検時期等について予め打ち合わせておくこと。 【4】

2-2-2 定期的検査の準備

定期的検査の準備は、検査の種類及び小型漁船の従業制限の区分に応じて表2-4により実施を求めること。 【13】

項目	準備の内容	定期検査		中間検査	
		第2種	第1種	第2種	第1種
船体	<ol style="list-style-type: none"> ドック入れ又は上架し、船体外部の清掃をする。ただし、木船にあっては、すえ船とすることができる。 船体内部の船体に固着しない物品を取り片づけ清掃する。 必要に応じ船体内外部の適当な場所に安全な足場を設ける。 舵を持ち上げるか又は取り外す。 *1 タンクのマンホールを開放し、内容物及び危険性ガスを排出する。 外板の板厚測定の前準備(鋼製船体に限る。) 	○	○*1	○*1	○*1
機 関	保守整備記録	○	×	○	×
	主機及び補助機関 *2, *5	○*14 × × × × × ○	○*10 ○*10 ○*10 ○*10 × ○*10 ○*11	○*14 × × × × × ○	○*10 × × × ○*10 × ○*11
	プロペラ軸系 *3	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○*12 ○	○ ○*12 ○
	圧力容器	×	○	×	×
	補機及び管装置	燃料油装置 *4, *7 <ol style="list-style-type: none"> ポンプのプランジャ、歯車その他の作動部分を解放する。 油こし器の内部を検査できるように解放する。 燃料油管の現状を確認できるようにするとともに燃料油タンクのマンホール及び検査孔のガバを開放し、かつ、油及び危険性ガスを排出する。ただし、現状が良好な燃料油タンクにあっては、外観検査の準備でよい 燃料油管及び燃料油タンクの現状を確認できるようにする。 空気圧縮機 *4, *7 <ol style="list-style-type: none"> シリンダガバを取り外し、かつ、弁箱を解放する。 効力試験の前準備をする。 過給機 *4 <ol style="list-style-type: none"> 内部を検査できるように解放するとともに過給機の翼車、羽根車及び軸を取り出し、かつ、タービン車室のガバを取り外す。 内部を検査できるように解放する。 冷却装置 *4, *7	○*14 × ○*14 × × × ○ × ○ ○*14 × ×	○ ○ ○ ○ × ○*11 ○*11 × ×	× × ○*14 × × ○ × × ○

	<p>1. 冷却水ポンプのフレンジャ、ピストン、羽根車その他の作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放する。</p> <p>2. 海水こし器及び清水冷却器を解放する。</p> <p>3. 冷却水ポンプ及び清水冷却器の現状を確認できるようにする。</p> <p>潤滑油装置 *4,*7</p> <p>1. 潤滑油ポンプ(注油器を除く。)のフレンジャ、ピストン、羽根車その他の作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放する。</p> <p>2. 油こし器及び油冷却器を解放する。</p> <p>3. 潤滑油ポンプ及び油冷却器の現状を確認できるようにする。</p> <p>弁及びコック *1</p> <p>最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを解放する。</p> <p>遠隔操作装置</p> <p>効力試験の準備をする。</p> <p>機関の一般設備</p> <p>排気式機械通風装置にあつては効力試験の準備</p>	○*14	○*11	○*14	×	
		×	○*11	×	×	
		×	×	×	○*11	
		×	○*11	×	×	
		×	○*11	×	×	
		○*14	×	○*14	○*11	
		○*14	○*1	○*1	○*1	
		○	○*11	○	○*11	
		○	○	○	○	
設 備	排水設備	1. 動力ピルジポンプのフレンジャ、ピストン、羽根車その他の作動部を取り出し、弁箱を解放する。 *4,*8	○	○	○	○
		2. ピルジポンプによる機関室内及びその他の場所の排水試験の準備をする。 *13	○	○	○	○
	操舵設備	1. 取り外さなければ検査できないものは、取り外して適当な場所に陳列する。	○	○	×	×
		2. 効力試験の準備	○	○	×	×
	救命設備	1. 取り外さなければ検査できないものは、取り外して適当な場所に陳列する。	○	○	○	○
		2. 効力試験の準備	○	○	○	○
	消防設備	取り外さなければ検査できないものは、取り外して適当な場所に陳列する。	○	○	○	○
航海用具	1. 取り外さなければ検査できないものは、取り外して適当な場所に陳列する。	○	○	○	○	
	2. 効力試験の準備	○	○	○	○	
電気設備	絶縁抵抗試験の準備をする。 *6 (半導体回路のあるものは、これらのすべての端子を解放する。)	○	○	×	×	
プロパンガス等の設備	1. 管の継ぎ手等の漏えい試験の準備	○	○	×	×	
	2. 管の継ぎ手等の漏えい試験の準備 (ただし、細則第1編附属書[13]9.0(a)の規定による場合に限る。)	○	○	○	○	
	3. ガスポンプの設置場所の張水試験等の準備 (ただし、細則第1編附属書[13]9.0(a)の規定による場合に限る。)	○	○	×	×	
海上試運転	海上試運転の準備をする。	○	○*9	×	×	
備考： 1. 表中、「第1種」とは第1種小型漁船、「第2種」とは第2種小型漁船を示す。 2. *印のある項目については、「細則第5編表2-5検査の実施内容及び2-5検査の特例」により検査の準備が省略又は変更される場合があるので留意すること。 なお、本表において参照する検査の特例の項目は次のとおりである。 *1: 表2-5備考欄*1 《上架省略》 *2: 表2-5備考欄*2(3) 《内燃機関解放の特例》 *3: 表2-5備考欄*5 《プロペラ軸の特例》 *4: 2-5-7(3) 《主機解放省略時の取扱い》 *5: 2-5-5(2),(3) 《稼働時間の短い機関》 *6: 2-5-6 《絶縁抵抗試験の省略》 *7: 2-5-7(4) 《補機の立会省略》 *8: 表2-5備考欄*8 《ピルジポンプの解放省略》 *9: 表2-5備考欄*10 《海上試運転の代替》 *10: 表2-5備考欄*3 《漁船機関解放の特例》 *11: 表2-5備考*4 《効力省略》						

*12: 2-5-7(2)	《プロペラの羽根》
*13: 表 2-5 排水設備欄 1	《排水試験の省略》
*14: 表 2-5 備考欄 *13	《特定の保守整備事業者が保守整備した主機等》

表 2-4 検査の準備

【4】 【7】 【8】 【9】
【11】 【12】 【13】

2-2-3 検査の実施

定期的検査は、検査の種類及び小型漁船の従業制限の区分に応じて表2-5に掲げる検査の実施内容並びに現状検査を行うこと。

項目	検査の実施内容	定期検査		中間検査	
		第2種	第1種	第2種	第1種
船 体	1. 船体内外を検査し、腐食、損傷及び過度の変形のないことを確認する。	○	○*1	○*1	○*1
	2. タックの内検を行う。ただし、外観検査により現状が良好と認められる場合は省略してよい。	○	○	×	×
	3. 主要構造部材であって衰耗の進行が著しいと認められる部分は、穿孔その他の適当な方法により当該部材の板厚を測定し、船舶検査手帳にその結果及び措置を記入しておく(鋼製船体に限る。)	○	○	×	×
	4. 舵頭材の下部の腐食、傷のないこと及びカップリングボルトのゆるみがないことを確認する。 *1	○	○	○	○
	5. 暴露部における水密又は風雨密閉鎖装置にあつては、開閉試験を行う。ただし、外観検査により現状が良好と認められる場合は省略してよい。	○	○	○	○
機 関	保守整備記録	○	×	○	×
	主機及び補助機関 *2	○*13	○*3	○*13	○*3
	プロペラ軸系	○*5	○*5	○*5	○*5
	圧力容器	×	○	×	×
	補機及び管装置	燃料油装置 *6,*7 1. ポンプのプランジャ、歯車等に焼き付き、異常磨耗等のないこと及び油こし器に異常のないことを確認する。 2. 燃料油管及び燃料油タンク等の現状を検査し、異常のないことを確認する。 空気圧縮機 *3,*6,*7 1. ピストン、シリンダ付等に焼き付き、異常磨耗等のないことを確認する。 2. 空気タック元弁の気密性を空気タックに附属している圧力計により確認する。 3. 効力試験を行い、異常のないことを確認する。 過給機 *3,*6 1. 内部の検査を行いタック等の異常のないこと及び水冷部に異常な腐食のないことを確認する。	○*13 ○*13	○ ○	○*13 ○*13

		2. 主機の効力試験と同時に効力試験を行い、異常のないことを確認する。	○	○*4	○	○*4
		冷却装置 *3,*6,*7				
		1. 冷却水ポンプのフランジ、ピストン等に焼き付き、異常磨耗等のないこと及び海水こし器等に異常な腐食のないことを確認する。	○*13	○	○*13	×
		2. 冷却水ポンプ及び清水冷却器の現状を調査し、異常のないことを確認する。	×	×	×	○
		3. 主機の効力試験と同時に効力試験を行い、異常のないことを確認する。	○	○*4	○	○*4
		潤滑油装置 *3,*4,*6,*7				
		1. 潤滑油ポンプのフランジ、ピストン等に焼き付き、異常磨耗等のないこと及び油こし器等に異常な腐食のないことを確認する。	×	○	×	×
		2. 潤滑油ポンプ及び油冷却器の現状を調査し、異常のないことを確認する。	○*13	×	○*13	○
		3. 主機の効力試験と同時に効力試験を行い、異常のないことを確認する。	○	○*4	○	○*4
		弁及びコック *1				
		異常衰耗及びバルブシート面等にキズのないことを確認する。	○*13	○*1	○*1 *13	○*1
		遠隔操作装置				
		効力試験を行い、異常のないことを確認する。	○	○*4	○	○*4
		機関の一般設備				
		1. 細則第1編24.2(a)に該当する区画について、吸排気孔の大きさ、位置、区画の容積等が前回検査時と変更がないことを確認する変更があった場合又は新たに細則第1編24.2(a)に該当する区画を設けた場合は、細則第1編24.2(a)の換気の要件に適合することを確認する。	○	○	○	○
		2. 排気式機械通風装置にあっては、効力試験を行い、異常のないことを確認する。	○	○	○	○
設 備	設備一般	1. 前回の検査時から各設備に変更等のないことを確認する。	○	○	○	○
		2. 救命、居住等の表示を確認する。	○	○	○	○
	排水設備	1. 外観検査、作動確認又は整備点検結果の記録(やむを得ない場合には事情聴取)により異常のないことを確認すること。	○	○	○	○
		2. 動力バルブポンプのフランジ、ピストン等に異常磨耗、キズ等のないことを確認すること。 *6,*8	○	○	○	○
	操舵装置	操舵装置の現状検査及び作動確認又は整備点検結果の記録(やむを得ない場合には事情聴取)により異常のないことを確認する。	○	○	○	○
	救命設備	1. 小型船舶用膨脹式救命いかだにあっては、それぞれの細則第2編附属書[7-1]「小型船舶用膨脹式救命いかだの整備基準」及び附属書[7-2]「小型船舶用膨脹式救命浮器の整備基準」の定めるところによる。 *9	○	○	○	○
		2. 自動離脱装置にあっては、細則第2編附属書[7-2]2.(6)による。	○	○	○	○
		3. 小型船舶用膨脹式救命浮き輪にあっては、細則第2編附属書[7-3]に従って外観検査、膨脹試験及びガスボンベの検量を行う。ただし、製造後5年以内の小型船舶用膨脹式救命浮き輪の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。	○	○	○	○
		4. 小型船舶用膨脹式救命胴衣にあっては、細則第2編附属書[7-3]に従って外観検査、膨脹試験及びガスボンベの検量を行う。ただし、製造後5年以内の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。 なお、細則第1編3.0(a)(1)<1>により同等効力として認められている膨脹式救命胴衣については、小型船舶用膨脹式救命胴衣と同様な検査方法とすることで差し支えない。	○	○	○	○
		5. 火工品、小型船舶用自己発煙信号又は自己発煙信号、小型	○	○	○	○

	<p>船舶用火せん又は落下傘付信号、小型船舶用信号紅炎又は信号紅炎、発煙浮信号及び救難食料にあつては、有効期限が切れているものは新替えし、それ以外のものは細則第2編附属書[13]の定めるところによる。</p> <p>6. 小型船舶用自己点火灯又は自己点火灯(電池式に限る。)にあつては、点灯することを確認する。</p> <p>7. 小型浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスponder及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置にあつては、管海官庁が証明したGMDSS設備のサービス・ステーションが当該検査の前3ヶ月以内に整備を行ったものは、当該整備記録を確認すること。その他の場合にあっては、管海官庁が証明したGMDSS設備のサービス・ステーションが行う整備と同等の検査を行うこと。</p> <p>8. 小型船舶用信号紅炎に代えて無線電話等を備えているものにあつては、必要な効力試験を行う。</p>	○	○	○	○
消防設備	消火器にあつては、消火剤の装填時期を確認し必要と認める場合には消火剤を取り出して検査する。その他細則第2編附属書[13]の定めるところによる。	○	○	○	○
換気装置	蓄電池室又は蓄電池の設置場所の構造等が、前回検査時と変更がないことを確認する。 変更があった場合又は新たに蓄電池室又は蓄電池の設置場所を設けた場合は、当該蓄電池室又は蓄電池の設置場所が細則第1編90.1(a)に適合することを確認する。	○	○	○	○
無線電信等	無線電信等を備えているものは、設備規程第311条の22に定める設備であることを確認するとともに、その現状が良好であることを無線局検査結果通知書又は無線局検査省略通知書により確認する。 また、施行規則第4条の規定により無線電信等の施設が免除されているときは、その免除要件が維持されていることを船舶検査手帳等により確認する。	○	○	○	○
航海用具	1. 航海灯にあつては、点灯することを確認する。 2. 汽笛又は音響信号器具にあつては、吹鳴試験を行う。 3. デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴取装置にあつては、管海官庁が証明したGMDSS設備のサービス・ステーションが当該検査の前3ヶ月以内に整備を行ったものは、当該整備記録を確認すること。その他の場合にあっては管海官庁が証明したGMDSS整備のサービス・ステーションが行う整備と同等の検査を行うこと。また、GMDSS代換え措置を実施しているものについては、船内に「通信申合わせ」が備え付けられていることを確認する。	○	○	○	○
電気設備	1. 電気機器及び電路にあつては、効力試験及び絶縁抵抗試験を行う。 *11 2. 配電盤にあつては、配電盤本体、計器類及び配線が適正であることを確認する。	○	○	×	×
プロパンガス等の設備	1. 管等の現状検査を行う。 2. 管の継ぎ手等の漏えい試験を行う。 3. 管の継ぎ手等の漏えい試験を行う。 (ただし、細則第1編附属書[13]9.0(a)の規定による場合に限る。) 4. ガスポンプの設置場所の現状確認を行う。 (ただし、細則第1編附属書[13]9.0(a)の規定による場合に限る。)	○	○	○	○
海上試運転	4/4出力にて海上試運転を行い次の事項等を確認すること。 1. 主機の効力試験 2. 異常振動の有無 3. 遠隔操作装置の効力試験 4. 操舵装置の効力試験	○	○*10	×	×
<p>備考：</p> <p>1. 表中、「第2種」とは第2種小型漁船、「第1種」とは第1種小型漁船を示す。</p> <p>2. *印のある項目については、次のとおり。</p> <p>*1: 船底、プロペラ等の検査の延期又は省略</p> <p>(1) 定期的検査において、船体内部検査等の浮上中検査及び当該検査の前1年以内の上架点検の整備点検結果の記録(やむを得ない場合には事情聴取)から判断して差し支えないと認めた小型漁船は、ドック入れ又は上架を省略し</p>					

てよい。この場合、船底外部及び舵の検査、最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックの解放検査は省略してよい。

- (2) 舵に係る各軸受部の間隔の計測の結果により現状が良好なものについては、舵の持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。(定期検査にあつては、舵頭材の腐食について確認できる措置のあるものに限る。)
- (3) 弁及びコックについては、構造上解放が困難と判断された場合にあつては、外観検査及び作動確認により良好なものについては、解放を省略して差し支えない。

*2: 機関の検査の一般的特例

- (1) 稼働時間の短い機関の検査(高速機関以外の機関)
2-5-5(2)によること
- (2) 稼働時間の短い機関の検査(高速機関)
2-5-5(3)によること
- (3) 内燃機関の検査の特例
 - (i) 定期検査において、内燃機関のシリンダラ付の取り出しは、4シリンダ又はその端数ごとに1個取り出した状態で行う。ただし、清水冷却又は出力257kW(350PS)未満の内燃機関(製造後9年経過したものを除く。)に使用するものにあつては、取り出さない状態でよい。なお、清水冷却の内燃機関で製造後9年経過したものであつても冷却水管理を行っているものは、その記録から判断して差し支えないと認められる場合には取り出さなくてもよい。
 - (ii) 内燃機関であつて、上記(1)～(2)に該当する場合を除き、当該機関の製造実績、使用実績、検査実績等を考慮して施行規則第24条第2号又は第25条第1項第2号に規定する検査の準備を行う必要がないと認められるものについては、同規定にかかわらず、検査の準備の一部又は全部を省略して差し支えない。なお、この場合必要な資料を添えて、本部に伺ひでること。
 - (iii) 製造後11年未満の内燃機関の定期検査については、前回定期検査後の中間検査、臨時検査で解放検査(定期検査と同等の解放検査)を実施していることが船舶情報等により確認できる場合、解放検査を省略して差し支えない。
 - (iv) 製造後11年未満の内燃機関の中間検査については、保守整備の記録、事情聴取等により解放検査に代えて効力試験(海上運転)とすることができる。
 - (v) 臨時検査により内燃機関を新しいものに換装した後に、初めての定期的検査を受ける場合は、保守整備の記録、事情聴取等により、効力試験(海上運転)とすることができる。

*3: 第1種小型漁船の定期的検査における機関の検査の特例

主機の作動試験及び検査時の事情聴取の結果並びに補助機関の作動試験及び空気圧縮機の充気試験の結果が良好な場合であつて、かつ、当該検査の前1年以内の機関の整備点検の記録から判断して差し支えないと認められる場合は、機関の解放検査を省略してよい。

*4: 現状が良好であつて、整備点検結果を記録(やむを得ない場合には事情聴取)により確認して差し支えないと判断される機関、補機及び管装置については、効力試験を省略してよい。(作動試験により機関の解放検査を省略する場合を除く。)

*5: プロペラ軸(船尾管内又は船外にある中間軸を含む。)の抜き出し検査等の特例

定期検査又は中間検査におけるプロペラ軸の検査は次によることができる。ただし、船舶所有者から申し出があつたときには、これを抜き出して検査を行うこと。

プロペラ軸について、中間検査時に定期検査で行うべき内容の検査を行った場合には以後、次回定期検査時に中間検査の内容を、次回中間検査時(ただし、中間検査の間隔は6年を超えないようにすること。)に定期検査の内容の検査を行い、これを順次繰り返すように行うことができる。

また、臨時検査時に定期検査で行うべき内容の検査を行った場合は、次回検査を前述の検査間隔と同等とすれば、臨時検査で行うことができる。なお、できるだけ定期的検査の時期に行うよう受検者の理解を求めること。

- (1) 主機の解放を省略された船舶のプロペラ軸及びプロペラは現状が良好な場合には、次の(3)の規定にかかわらず、抜き出し及び取り外しを省略して差し支えない。ただし、次に掲げる場合を除き、前回のプロペラ軸の抜き出し及びプロペラの取り外しから定期検査の検査間隔を超える時期である場合には適用しない。
 - (i) 備考*2(稼働時間の短い機関の検査の特例)により解放が省略された場合
 - (ii) 第1種小型漁船の場合
- (2) 海水潤滑式の船尾管軸受(張出し軸受を含む。以下同じ。)を有するゴム巻き、一体スリーブ又はそれと同等以上と認められた防食加工を施された軸又は油潤滑式の船尾管軸受を有する軸は、中間検査時のプロペラ軸の抜き出し検査を省略してよい。
- (3) 上記(2)に掲げる「同等以上と認められた防食加工」が施されていない軸であつて、ネーブル黄銅、高力黄銅、特殊アルミニウム青銅、ステンレス鋼等の耐食性が特にすぐれていると認められた材質のプロペラ軸については、中間検査時はプロペラ軸の船尾管軸受部が確認できる程度に部分的に抜き出し、可能な部分の軸身検査及び次の(i)から(iv)までの検査とすることができる。ただし、異常が認められた場合は通常の抜き出し検査とする。なお、スリーブ以外の防食加工部は、はがして軸身を検査すること。
 - (i) 船尾管軸受の後端軸受(張出し軸受を有する場合はその後端。以下同じ。)の摩耗量の計測
 - (ii) 船尾管シール装置の主要部解放検査
 - (iii) 海水潤滑式の船尾管軸受の場合は、潤滑冷却水の送水管系の現状検査
 - (iv) 船外にあるプロペラ軸系のカップリングの取り外し検査(防水カバー内に水が侵入した形跡のないものについては、防水カバーの取り外しのみでよい。)

例) 耐食性が特にすぐれていると認められた材質

NAS46-H4(日本冶金)、AMS5F7-7M7(三菱金属)、PSL-K、PSL-HT(日立金属)、SPI(大同製鋼)、TXA208、

TXA208-ST(愛知製鋼)、KA3(山陽特殊鋼)、高力黄銅棒、SUS316、SUS316L

- (4) 第2種小型漁船のプロペラ軸について、保守整備記録について記載内容の確認及び事情聴取により審査し、本規定に基づく定期検査及び中間検査の検査間隔に相当する間隔で抜き出し(上記(3)による部分的な抜き出しも含む。)に係る定期的な保守整備が『特定の保守整備事業者』により適正確実に実施されていることが確認される場合には、抜き出しを省略して差し支えない。
- *6: 2-5-7(3)によること。 《主機解放省略時の取扱い》
 - *7: 2-5-7(4)によること。 《補機の立会省略》
 - *8: ビルジポンプの解放検査については、整備点検結果を記録(やむを得ない場合には事情聴取)により確認して差し支えないと判断される場合には、省略して差し支えない。
 - *9: 2-5-1によること。 《整備された膨脹式救命いかだの取扱い》
 - *10: 海上試運転に代えて、係留運転による主機及び遠隔操作装置の効力試験並びに操舵装置の作動確認として差し支えない。
 - *11: 2-5-6によること。 《絶縁抵抗試験の省略》
 - *12: 保守整備記録の審査の結果、『特定の保守整備事業者』による主機等の定期的な保守整備が適正確実に実施されていることが確認できない場合には、表2-5「機関」のうち「主機及び補助機関」の検査の実施内容を参照し、前回解放の内容、運転時間、運転状況を勘案して解放検査を実施すること。
 - *13: 2-5-5(4)によること。 《特定の保守整備事業者が保守整備した主機等》

表2-5 検査の実施内容

【4】 【7】 【8】 【9】
【11】 【12】 【13】
【14】 【15】

2-3 臨時検査

一般船の検査の方法(2-3)のとおりとする。

2-4 臨時航行検査

船舶検査証書の有効期間が満了した後、修理地へ回航する場合等は、一般船の検査の方法(2-4)のとおりとする。

2-5 検査の特例

2-5-1 予備検査に合格した物件等の検査

一般船の検査の方法(2-5-1)のとおりとする。

2-5-2 認定物件に係る検査の特例

一般船の検査の方法(2-5-2)のとおりとする。

2-5-3 管海官庁等の発行した合格証明書等を有する物件の検査

一般船の検査の方法(2-5-3)のとおりとする。

2-5-4 新たに法第5条の適用を受けることとなる小型漁船の第1回定期検査の特例

(1) 法第32条に掲げる小型漁船(12海里以内の海面又は内水面において従業する総トン数20トン未満の漁船)及び施行規則第2条(第2項第5号(係船中の船舶)を除く。)に掲げる小型船舶が、初めて法第5条の適用を受けることとなった場合の第1回定期検査は一般の小型漁船と同様の取り扱いをすることが原則であるが、当該船舶の進水以後の航行年数、従事していた漁ろうの種類等を調査、検討した結果適当と判断したものについては、航行上の条件に応じて検査の一部を省略してよい。

(2) 施行規則第2条第2項第5号(係船中の船舶)に該当していた船舶及び船舶検査証書を返納していた船舶が、改めて法第5条の適用を受けることとなった場合の第1回定期検査は、当該船舶が法第5条の適用外となっていた期間に応じて原則として次のとおりとする。

(i) 当該小型漁船に交付されることとなる船舶検査証書の有効期間の長さ以上の場合

2-1に定める第1回定期検査の内容

ただし、船体及び機関の材料及び強度に関する事項を除く。

(ii) 当該小型漁船の中間検査の間隔となる期間以上の場合 **【4】**

((i)の場合を除く。)

現状確認により差し支えないと認められた場合は、2-2に定める第2回以降の定期検査の内容まで検査の一部を省略してよい。

- (iii) 当該小型漁船の中間検査の間隔となる期間未満の場合
現状確認により差し支えないと認められた場合は、2-2に定める中間検査の内容まで検査の一部を省略してよい。 【4】

2-5-5 機関の検査の特例

- (1) 機関を初めて小型漁船に設置する場合の検査の特例 【4】
機関を当該小型漁船に初めて設置する場合の検査の特例は 【12】
当該機関の区分により次によること。

(i) 新造機関

製造時に検査を受けていない新造機関であって(i)に該当することが確認された機関の検査は、(ロ)によることとして差し支えない。

(イ) 管海官庁の設計検査に合格した機関又は量産物件として機構の設計検査に合格している機関と同型であること。

(ロ) 2-1-3(2)の陸上試運転に代えて、小型漁船に設置後連続最大出力で2時間以上の海上運転を行い異常のないことを確認すること。ただし、海上運転において、異常のあったものは開放検査行うこと。 【4】【10】

(ii) 中古機関

次のいずれかに該当することが確認された中古機関であって、当該機関の過去の使用年数、整備の内容等を調査、検討した結果適当と判断されたものについては、設置される小型漁船の用途、航行上の条件に応じて検査の一部を省略して差し支えない。

(イ) 管海官庁の設計検査に合格した機関又は量産物件として機構の設計検査に合格している機関と同型の

機関であること。

(ロ) 過去に管海官庁又は機構の検査(臨時航行検査を除く。)を受検していた船舶に設置されていた機関であること。

(ハ) 過去に管海官庁又は機構の予備検査を受検したことがある機関であること。

(2) 稼働時間の短い機関の検査(高速機関以外の機関)

小型漁船の主機又は補助機関(付属する過給機及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)(高速機関を除く。)であって、新造後又は前回実施した機関の解放(表2-5備考2.*12に従い細則第2編表2-4「機関(1) 沿海区域以上を航行区域とする小型船舶(旅客船に限る)の機関」を参照して機関の主要部分につき解放検査が実施されたもの又は『特定の保守整備事業者』により細則第2編附属書[16]表1.①又は②の保守整備として実施されたものに限る。次項(3)において同じ。)の後の運転時間が、今回検査の次の定期的検査までに5,000時間(船外機にあっては1,200時間。次項(3)において同じ。)を超えないと推定されるものについては、保守整備記録について記載内容の確認及び事情聴取により審査し、定期的な保守整備が適正確実に実施されていることが確認される場合には、解放検査を省略することができる。

なお、運転時間の推定は、当該船舶の機関に備える積算回転計又は回転時間計により確認される運転時間の実績から年間平均稼働時間を算出することにより行うものとする。

ただし、これらの計器が備え付けられていない場合又はこれらの計器による確認が困難な場合には、機関の運転時間が確認できる日誌等により確認して差し支えない。

(3) 稼働時間の短い機関の検査(高速機関)

小型漁船の主機又は補助機関(付属する過給器及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)(高速機関に限る。)であって、新造後又は前回実施した機関の解放の後の運転時間が5,000

【2】
【3】
【4】
【10】
【12】
【13】

【2】
【3】
【4】
【12】
【13】

時間を超えないものについて、保守整備記録について記載内容の確認及び事情聴取により審査し、定期的な保守整備が適正確実に実施されていることが確認される場合には、解放検査を省略することができる。

(参考) 高速機関とは、次の条件式を同時に満足する内燃機関をいう。

- (1) ストローク(mm)×連続最大回転数(rpm)×連続最大回転数(rpm)の値が 1.62×10^8 以上
- (2) $\pi \times$ クランク軸のジャーナルの径(mm)×連続最大回転数(rpm)の値が 3.6×10^5 以上

- (4) 『特定の保守整備事業者』が保守整備した主機等の検査の特例

第2種小型漁船の主機等のうち、細則第2編附属書[16]の表に基づき定期的な保守整備が適正確実に実施されていること(主機及び補助機関については、当該機関の型式に係る保守整備要領書も参照して実施されていること)が、当該主機等に係る保守整備記録の記載内容及び事情聴取により確認されたものであって、『特定の保守整備事業者』が、定期的検査の時期の直前6ヶ月以内に次に掲げるいずれかの内容で保守整備したのものについては、解放検査を省略することができる。

- (i) 細則第2編附属書[16]表1.①又は②に定める保守整備
- (ii) 表2-4「機関」に定める定期的検査の解放準備項目による保守整備

2-5-6 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の省略

【1】

供給電圧が35V以下で船質がFRP、ゴム等不導体の船舶は外観検査により差し支えないと認められる場合は絶縁抵抗試験を省略してよい。

2-5-7 その他の定期的検査の特例

【4】

- (1) 定期的検査の直前6ヶ月以内に法に基づく検査を行っている場合の検査の特例

本細則に基づき小型漁船の定期的検査の方法を定めるにあ

たつては、当該小型漁船について当該定期的検査の前6ヶ月以内に法に基づく検査を行っている場合には、当該定期的検査の直前に行われた検査の内容を審査して差し支えないと認める事項については、これを省略することができる。

(2) 中間検査において、ピッチを変更する機構を有するプロペラのプロペラ内部の変節機構又は回転部分の検査を行う場合に取り外す羽根は1枚とする。

(3) 検査の準備において主機及び補助機関の解放を省略された【4】 【12】
小型漁船(2-5-5(2)、(3)による場合を含む。)にあつては以下の検査の準備にあつても省略して差し支えない。

(i) 燃料油装置のポンプのフランジヤ、歯車その他の作動部分の解放。

(ii) 油こし器の解放。

(iii) 空気圧縮機のシリンダカバーの取り外し及び弁箱の解放。

(iv) 過給機の解放(過給機の羽根車及び軸の取り出し、タービン車室のカバーの取り外し。)

(v) 冷却装置及び潤滑油装置のポンプ(注油器を除く。)のフランジヤ、ピストン、羽根車その他の作動部分の取り出し及び弁箱の解放並びに海水こし器、冷却器及び油こし器の解放。

(vi) 動力ビルジポンプのフランジヤ、ピストン、羽根車その他の作動部の取り出し及び弁箱の解放

(4) 空気圧縮機、ポンプ、熱交換器及びこし器については解放【4】
整備の記録等を調査し、差し支えないと認められる場合には解放検査の立合いを省略することができる。

第3章 予備検査等の実施方法

予備検査及び認定物件に係る検査の方法は、本章の規定によること。

- 3-1 製造に係る予備検査 【13】
細則第2編3-1のとおりとする。
- 3-2 量産物件の製造に係る予備検査 【13】
細則第2編3-2のとおりとする。
- 3-3 改造・整備に係る予備検査 【13】
細則第2編3-3のとおりとする。

第4章 認定物件に係る検査

4-1 認定物件に係る検査

【13】

認定事業場において製造される認定物件について認定事業場において行う検査の方法は、本章の規定によること。認定物件に係る検査を行う場合は、2-1-2設計検査及び細則第2編4-1-1及び4-1-2のとおりとする。

第5章 経過措置

5-1 経過措置(昭和53年8月15日施行の達に関するもの)

5-1-1 船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令(昭和53年政令第247号)附則第2項及び第3項に規定する小型漁船について最初に行う定期検査の方法は、特に問題がない限り第2回以降の定期検査の方法によって差し支えないが復原性の検査は実施すること。この場合において、船底外部、舵及びプロペラ軸の検査並びに機関の解放検査は特に問題がない限り次回中間検査まで延期して差し支えない。

5-1-2 5-1-1により次回中間検査まで船体上架、機関の解放及びプロペラ軸の抜き出しを延期している小型漁船について、当該中間検査において船体及び機関の現状を検査し、かつ、適当な方法で海上試運転を行い、操舵装置の作動状態の良否、主機の回転数、排気温度、煙の色、潤滑油及び冷却水の圧力並びに温度、異常振動の有無、遠隔操縦装置の良否等及び保守の記録(船長が船舶検査手帳の「保守の記録」の欄に記載したもの)から判断して、特に問題がないと認められる場合は、船底外板、舵及びプロペラ軸の検査並びに機関の解放検査を、さらに次回の定期検査まで延期して差し支えない。

【9】

この場合、第1種小型漁船については、次回定期検査においても、5-1-2の方法によって差し支えない。

5-1-3 船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める改正前の政令(昭和49年政令第248号)に基づき国の検査対象となっていた漁船(いわゆる6業種船)で国から移行してくる長さ12m未満の船舶であって、国の検査の方法の経過措置により最初の定期検査において行うべき船底外板、舵、プロペラ軸の検査並びに機関の解放検査を次回中間検査まで延期されている小型漁船については、5-1-2に準じて取り扱って差し支えない。

5-1-4 5-1-1及び5-1-3の国から移行してくる船舶であって、最初の定期検査の後の中間検査において船底外板、舵及びプロペラ軸の検査並びに機関の解放検査を実施した小型漁船については、次回の定期検査において5-1-2と同様の検査を行い、特に問題がないと認められる場合には、当該中間検査から6年を超えない範囲でこれらの検査を実施することとして差し支えない。

5-2 経過措置(平成20年1月15日施行の達に関するもの)

【12】 【13】

5-2-1 平成20年1月15日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)に設置される主機等については、改正後の規定は、同日以後最初に行われる定期検査から適用する。

5-2-2 現存船の船舶所有者は、当該現存船に設置される主機等について、平成20年1月15日以後最初に行われる定期検査までに、細則第2編附属書[16]『主機等に係る保守整備項目』表1に掲げる保守整備の項目及び内容につき『特定の保守整備事業者』による保守整備を実施し、保守整備記録を作成・管理すること。

なお、平成20年1月15日以後最初に行われる定期検査において、細則第5編2-5-5(2)又は(3)の規定により解放が省略できる場合には適用しない。

5-2-3 前二項の規定に係わらず、現存船については、平成20年1月15日以後最初に行われる定期検査を、改正前の細則第5編表2-4「検査の準備」及び表2-5「検査の実施内容」により行うことでも差し支えない。